

有害使用済機器 保管等届出 マニュアル

愛媛県県民環境部環境局循環型社会推進課

令和8年9月改訂

1 はじめに

近年、本来の用途での使用が終了した電気電子機器等（以下「使用済機器等」という。）が、雑多なものと混ぜられた金属スクラップ（いわゆる雑品スクラップ）などの形で、廃棄物処理法に基づく規制を受けずにスクラップヤード等で環境保全上不適切に取り扱われ、保管中のスクラップヤードでの火災事案の発生等を含む生活環境上の支障を生じることが懸念されています。

これらの問題に対応するため、平成 29 年 6 月に成立・公布された改正廃棄物処理法では、廃棄物以外の使用済機器のうち、不適正な取扱いをした場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがあるものを、新たに有害使用済機器として位置付け、その保管又は処分を業として行う事業者、都道府県知事等への届出、処理基準の遵守等を義務付ける制度が創設されました。

<法改正の内容>（第 17 条の 2）

- ①使用を終了し、収集された機器（廃棄物を除く。）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものを有害使用済機器として定義
- ②有害使用済機器の保管又は処分を業として行おうとする者に都道府県知事又は政令市長への届出を義務付け
- ③ 政令で定める保管・処分に関する基準の遵守を義務付け
- ④都道府県による報告徴収及び立入検査、改善命令及び措置命令の対象に追加（これらの違反があったときは罰則の対象）

2 有害使用済機器とは

本制度の対象となる有害使用済機器は、表1のとおりとなります。

表1の機器が有害使用済機器に該当するか否かの判断に当たっては、有害使用済機器は「廃棄物を除く」と定義されていることから、まずその機器が廃棄物か否かを判断する必要があります。その上で廃棄物とは判断されない機器について、改めて、本来の用途としての使用が終了されているか否かの観点から、有害使用済機器の該当性を判断することとなります。

判断のフローについて、図1に示します。

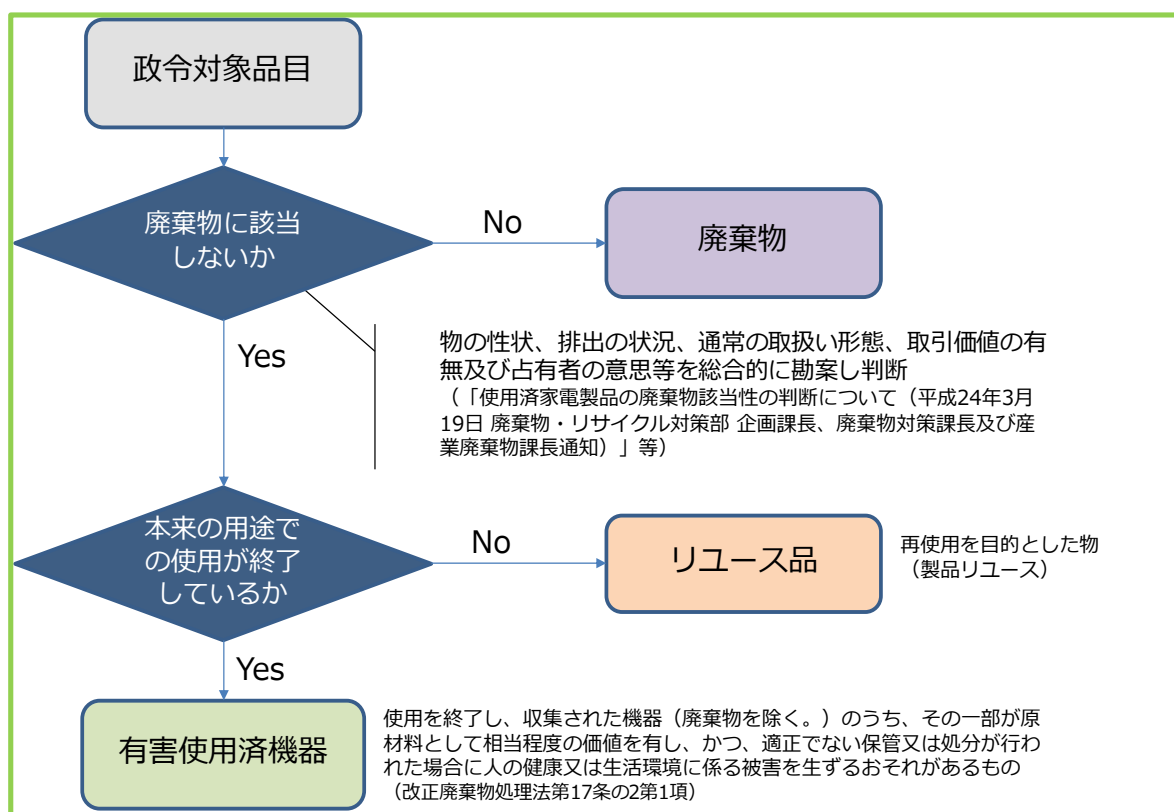


図1 有害使用済機器の該当性の判断のフロー

（環境省ガイドラインから抜粋）

なお、業務用機器については、家庭用機器と判別不能なものに限り有害使用済機器として指定される一方、明らかな業務用機器の場合は、有害使用済機器には該当しないこととなります。

表 1 有害使用済機器

番 号	品 目
1	ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）
2	電気冷蔵庫及び電気冷凍庫
3	電気洗濯機及び衣類乾燥機
4	テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの ア プラズマ式のもの及び液晶式のもの（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限 り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。） イ ブラウン管式のもの
5	電動ミシン
6	電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具
7	電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具
8	ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具
9	電動式吸入器その他の医療用電気機械器具
10	フィルムカメラ
11	磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶用電気機械器具
12	ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具（2に掲げるものを除く。）
13	扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具（1に掲げるものを除く。）
14	電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具（3に掲げるものを除
15	電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具
16	ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具
17	電気マッサージ器
18	ランニングマシンその他の運動用電気機械器具
19	電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具
20	蛍光灯器具その他の電気照明器具
21	電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具
22	携帯電話端末、PHS 端末その他の無線通信機械器具
23	ラジオ受信機及びテレビジョン受信機（4に掲げるものを除く。）
24	デジタルカメラ、ビデオカメラ、ディー・バイ・ディー・レコーダーその他の映像用電気機械器
25	デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具
26	パーソナルコンピュータ
27	プリンターその他の印刷用電気機械器具
28	ディスプレイその他の表示用電気機械器具
29	電子書籍端末
30	電子時計及び電気時計
31	電子楽器及び電気楽器
32	ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具

3 有害使用済機器の保管等に関する届出手続

3-1 新規届出

愛媛県内（松山市を除く。）で有害使用済機器の保管、処分又は再生を業として行おうとする者（有害使用済機器保管等業者）は、有害使用済機器の保管等に関する届出が必要となります。

なお、届出内容に疑義や不備等がある場合は、説明や資料の追加提出等を求めることがありますとともに、届出内容を確認するため、保健所が立入等を実施する場合があります。

【届出の時期】

新規の場合は、事業開始 10 日前までに届出が必要です。

※事業開始 10 日前までに届出受理されている必要があります。郵送の場合は、当該業を開始する 10 日前までに届出先の県保健所に必着する必要があります。

【届出の提出先】

有害使用済機器保管等業者は、申請書類を整えた上で、当該業を行おうとする区域を管轄する県保健所（表 2 参照）に、添付書類を添えて届出を提出する必要があります。ただし、松山市内の事業場については、松山市廃棄物対策課が届出先となり、県では届出を受理することはできません。また、添付書類の書式等が県とは異なるので、詳細については、同課へお問い合わせください。

なお、複数の自治体で事業を行う場合においては、それぞれの自治体に対して届出を行う必要があります。

愛媛県内（松山市を除く。）に複数の事業場を保有している場合は、1 の届出書に全ての事業場について記載して提出してください。提出先は、有害使用済機器の保管量が最大となると見込まれる事業場の所在地を管轄する県保健所となります。

松山市と同市以外の市町に事業場を有している場合は、松山市内の事業場については松山市廃棄物対策課へ、同市以外の市町の事業場については県保健所へ、それぞれ事業所ごとに届け出てください。

※御遠慮なく、事前に届出官庁に相談してください。

【提出書類】

- ・有害使用済機器保管等届出書（施行規則様式第 35 号の 2）
- ・添付書類（表 3 参照）

【届出内容の記録】

有害使用済機器保管等業者は、届出内容との齟齬が生じないように、届出書の副本を保管するなど、届出内容の記録を保存しておくことが望まれます。

表 2 有害使用済機器保管等届出書の提出窓口

事業場の所在地	届 出 窓 口
四国中央市	四国中央保健所 衛生環境課 〒799-0404 四国中央市三島宮川 4-6-53 Tel 0896-23-3360 Fax 0896-28-1043
西条市 新居浜市	西条保健所 環境保全課 〒793-8516 西条市喜多川 796-1 T el 0897-56-1300 (代) Fax 0897-56-6713
今治市 上島町	今治保健所 環境保全課 〒794-8502 今治市南大門町 2-5-1 Tel 0898-23-2500 (代) Fax 0898-23-2531
伊予市 東温市 久万高原町 松前町 砥部町	中予保健所 環境保全課 〒790-8502 松山市北持田町 132 Tel 089-941-1111 (代) Fax 089-909-8392
八幡浜市 大洲市 西予市 内子町 伊方町	八幡浜保健所 環境保全課 〒796-0048 八幡浜市北浜 1-3-37 Tel 0894-22-4111 (代) Fax 0894-22-0631
宇和島市 松野町 鬼北町 愛南町	宇和島保健所 環境保全課 〒798-8511 宇和島市天神町 7-1 Tel 0895-22-5211 (代) Fax 0895-24-6806
松山市	松山市環境部廃棄物対策課 〒790-8571 松山市二番町四丁目 7 番地 2 Tel 089-948-6915 (許可担当) Fax 089-934-1928

【問合せ先】

愛媛県県民環境部環境局循環型社会推進課産業廃棄物係

〒790-8570 松山市一番町 4-4-2 Tel 089-912-2358 Fax 098-912-2354

表 3 届出事項と対応する様式等（新規届出）

項目	記入対象 様式	添付 書類	記載事項
氏名又は名称及び住所 (法人の場合) 代表者の氏名	様式 第 35 号の 2		・ 個人の場合は氏名 ・ 法人（企業、団体等）の場合は登記上の名称及び代表者の氏名 ・ 旧姓を併記する場合は旧姓を括弧書きで併記すること。（例：伊予太郎が愛媛太郎に改姓した場合「愛媛（伊予）太郎」） ・ 事業者の主たる事務所（本社等）の郵便番号及び住所（都道府県から番地まで）
事業の範囲	同上		・ 「保管」、「保管及び処分」等の届出する事業の範囲
事業所及び事業場の所在地並びに事業場の敷地面積	同上		・ 有害使用済機器の保管等の業を行おうとする事業場の場所の所在地と面積
保管の場所の所在地及び面積並びに保管する有害使用済機器の品目、保管量及び保管の高さ	同上		・ 有害使用済機器の保管等の場所毎に所在地、面積、保管する有害使用済機器の品目、保管量及び保管の高さ
保管高の上限	同上		・ 保管場所毎の保管高の上限
（処分を行う場合）当該処分に係る事業場の所在地及び処分する有害使用済機器の品目	同上		・ 当該処分に係る事業場の所在地及び処分する事業場毎に処分する有害使用済機器の品目
（事業の用に供する施設を設置する場合）当該施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力	同上		・ 当該施設毎に施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力
（未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人の場合）法定代理人の氏名及び住所	同上		・ 法定代理人の氏名及び住所
事業計画の概要	別紙様式 1	●	・ 事業の全体計画 ・ 処理の方法（保管・処分の別） ・ 取扱品目（品目毎の受入予定量、予定受入先事業者、保管場所、処理方法、予定持出先） ・ 記載例を参考とすること

事業場の平面図及び付近の見取図		●	・事業場の状況が分かる平面図 ・事業場の周辺の状況が分かる見取り図 ・保管場所及び処分の用に供する施設の位置を明示すること
（事業の用に供する施設を設置する場合）当該施設の処理方式、構造及び設備の概要、構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図		●	・当該施設の処理方式、構造及び設備の概要、構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図 ・当該施設のカatalog、仕様書等の処理能力を確認できる資料
届出者が場所又は施設の所有権を有することを証する書類		●	・土地の登記簿謄本（申請の3ヶ月以内に発行されたもの）等（借地の場合は賃借契約及び同意書等が必要） ・施設、重機等の購入時の領収書の写し等（賃貸借の場合は賃借契約書の写し） ・重機等の車検証の写し又は検査証の写し
（処分又は再生を業として行う場合）処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類	別紙様式2	●	・処分又は再生を業として行う場合は、処分又は再生に伴って生じた廃棄物の種類別に、その処理方法又は再生品の利用方法が明記されたもの
（個人の場合）住民票の写し		●	・個人の場合は住民票（届出の直近3ヶ月以内に発行されたもので、本籍が記載され、個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの。外国人にあっては、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等が記載されたものであること。）
（法人の場合）定款又は寄附行為		●	・法人の場合は定款又は寄附行為の写しに原本証明したもの
（未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人の場合）法定代理人の住民票の写し		●	・未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人の場合は、法定代理人の住民票（届出の直近3ヶ月以内に発行されたもの）
・保管場所の写真 ・保管容器の写真 ・処分の用に供する施設の写真 ・重機等の写真	別紙様式3～6	●	・別紙様式3～6に貼付する写真は、直近に撮影されたカラー写真とし、対象物が鮮明に写っているものを貼付すること。

3-2 届出除外対象者について

適正な有害使用済機器の保管を行うことができるものとして、届出義務の適用が除外されている者は、次のとおりです。

○法令に基づき環境保全上の措置が講じられ、環境汚染のおそれがないと考えられる者

- ・廃棄物処理業者や家電リサイクル法や小型家電リサイクル法の認定業者等の内の一部の事業者が該当します（詳細は、表4参照）

○行政機関

- ・有害使用済機器の保管量が少ないこと等により、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれが少ないと考えられる者（ヤードの敷地面積 100 m²未満）

○本業に付随して有害使用済機器の保管のみを一時的に行う場合

- ・雑品スクラップ業者以外の者が業の目的以外で有害使用済機器の保管を一時的に行う場合は届出除外対象者となります。
- ・例えば機器の修理時に交換後の故障品を回収し、有価取引等で他者へ引き渡すまでの間一時保管する修理業者、又は、機器の販売を本来の業務とし、販売業務に付随して使用済みの機器を回収し、有価取引等で他者へ引き渡すまでの間一時保管する小売店等を想定しています。

届出の可否については、個別の判断が必要となる場合がありますので、あらかじめ、所管の保健所へご相談ください。

表4 愛媛県の産業廃棄物処理業の許可のうち届出が不要となるもの

業の別	要 件
保管のみ	① 愛媛県の産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業の許可であって、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず及び「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」の4品目全ての許可※を受けていること。
	② ①の全ての品目を保管することができる許可を受けていること。
	③ 保管の許可を受けた保管場所が所在する事業場内において、有害使用済機器の保管を行うこと。
保管及び処分	① 愛媛県の産業廃棄物処分業の許可であって、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず及び「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」の4品目全ての許可※を受けていること。
	② ①の全ての品目を保管及び処分することができる許可を受けていること。
	③ 保管の許可を受けた保管場所が所在する事業場内において有害使用済機器の保管を行うこと。
	④ 処分の許可を受けた事業場及び処理施設において、産業廃棄物と同じ方法で有害使用済機器の処分を行うこと。

※ 「廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」等の混合物（特定家庭用機器再商品化法対象物に限る。）」の許可も含む。

3-3 変更届出

有害使用済機器保管事業者が届出事項の内容を変更しようとする場合は、県保健所へ届け出る必要があります。

ただし、住民票又は商業・法人登記の記載事項についての変更は、変更後速やかに届出を行う必要があります。

【届出の時期】

基本的に変更の10日前までに届出が必要です。ただし、住民票又は商業・法人登記の記載事項に関する変更については、次のとおりです。

- ・住民票記載事項に関する変更は、変更の日から10日以内
- ・商業・法人登記の記載事項に関する変更は、変更の日から30日以内
- ・その他変更が生じる日の10日前までに添付書類を用意することが困難な場合は、あらかじめ届出先の県保健所へ相談の上、指示に従い提出してください。

【届出の提出先】

新規届出を行った県保健所

【提出書類】

- ・有害使用済機器保管等変更届出書（施行規則様式第35号の3）
- ・添付書類（追加、変更が生じるもののみ。表5参照。）
- ・新旧対照表（届出書の「変更する事項の内容」欄に内容を書ききれない場合のみ。様式自由）

表5 届出事項と対応する様式等（変更届出）

項目	記入対象様式	添付書類
氏名又は名称及び住所 （法人の場合）代表者の氏名	様式第35号の3	
届出を行った年月日	同上	
変更の内容	同上	
変更の理由	同上	
変更予定年月日	同上	
事業計画の概要	別紙様式1～6	※
事業場の平面図及び付近の見取図		※
（事業の用に供する施設を設置する場合）当該施設の処理方式、構造及び設備の概要、構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図		※
届出者が場所又は施設の所有権を有することを証する書類		※
（処分又は再生を業として行う場合）処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類		※
（個人の場合）住民票の写し		※
（法人の場合）定款又は寄附行為		※
（未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人の場合）法定代理人の住民票の写し		※

※：変更がある場合に添付

3-4 廃止届出

有害使用済機器保管事業者が有害使用済機器の保管等の事業の全部又は一部を廃止した場合には、県保健所へ届け出る必要があります。

※ 事業の一部の廃止とは、事業の範囲の一部廃止（保管又は処分・再生の内の一部を廃する場合）、複数の事業場の内一部を廃止する場合、取扱い品目の一部を廃止する場合などを指します。

【届出の時期】

廃止後 10 日以内に届出が必要です。

【届出の提出先】

新規届出を行った県保健所

【提出書類】

有害使用済機器保管等廃止届出書（省令様式第 35 号の 4）

表 6 届出事項と対応する様式等（廃止届出）

項目	記入対象様式	添付書類
氏名又は名称及び住所（法人の場合）代表者の氏名	様式第35号の4	
届出を行った年月日	同上	
廃止した事業の範囲	同上	
廃止の理由	同上	
廃止の年月日	同上	

4 有害使用済機器の保管及び処分の基準

有害使用済機器の内部には、有害物質や油などが含まれており、不適正な保管や処分を行った場合、有害物質等の周辺環境への飛散・流出や、発生した汚水等による周辺土壌又は公共用水域等の汚染などが懸念されるほか、不適正な保管及び処分による火災の発生のおそれがあるため、有害使用済機器保管等事業者は基準を遵守し適正に保管又は処分を行う必要があります（法第17条の2第2項、施行令第16条の3）。

【囲いの設置】（施行令第16条の3第1号イ(1)・ロ(1)）

有害使用済機器の保管に当たっては、みだりに人が入り込まないように、機器やその一部が周辺環境へ飛散・流出しないよう管理するため、囲いを設け、保管の位置を明らかにする必要があります。また、囲いに荷重がかかるように有害使用済機器が保管されている場合、囲いが倒れ、又は壊れること等により、有害使用済機器が周辺に崩落しないように、当該荷重に対して構造耐力上安全である必要があります。

【掲示板の設置】（施行令第16条の3第1号イ(2)、施行規則第13条の5）

有害使用済機器の保管又は処分（以下「保管等」という。）に当たっては、有害使用済機器の保管等の場所である旨、保管又は処分の別、保管品目、管理者の氏名又は名称、及び連絡先、最大保管高さ（容器を用いずに屋外で保管する場合に限る。）など、必要な事項が表示された掲示板を設ける必要があります。

【保管高さ】（施行令第16条の3第1号ロ(2)、施行規則第13条の6）

屋外で有害使用済機器を容器を用いずに保管する場合、機器やその一部の周辺環境への飛散・流出防止や火災対策の観点から保管の状況に応じて定められた高さを超えないようにする必要があります。

【土壌・地下水汚染防止】（施行令第16条の3第1号ロ(3)）

有害使用済機器は内部に潤滑油等の有害物質を含むものがあります。保管等に際し、油の漏洩や汚水の発生・流出等により、公共水域、土壌や地下水の汚染のおそれがある場合は、地下浸透を防止するためのコンクリート敷設や、汚水の流出を防止するための排水溝の設置等の周辺環境の汚染を防止する措置を講ずる必要があります。

【飛散・流出に関する必要な措置】（施行令第16条の3第1号ロ(4)・第2号イ(1)、施行規則第13条の7）

屋外で容器を用いずに保管する場合で、強風時等に有害使用済機器やその一部が飛散・流出するおそれのある場合は、フェンスを設けるなど保管等の状況に応じて必要な対策を講じる必要があります。

【生活環境の保全】（施行令第 16 条の 3 第 1 号ハ・第 2 号ロ）

有害使用済機器の保管等を業として行うに当たっては、機器の搬入搬出に伴う車両の走行、車両からの積卸し、積み込み、選別時の重機稼働、処理施設の稼働等による騒音・振動により、生活環境保全上悪影響を及ぼさないよう必要な措置を講じる必要があります。

【火災・延焼防止】（施行令第 16 条の 3 第 1 号ニ・第 2 号ハ、施行規則第 13 条の 8 第 1 号・第 2 号・第 13 条の 10）

有害使用済機器の中には、電池や油など火災発生源となる可能性のあるものが含まれています。また、万が一火災が発生した際には、外装によく使用されているプラスチック等の可燃物による延焼のおそれも指摘されています。このことから、保管に当たっては、火災発生源の可能性のあるものの分別、保管高さを一定程度に制限する等の措置を講ずる必要があります。

また、処分に当たっては、発火のおそれのあるものや、蛍光管又は電池等の有害物質の飛散・流出のおそれがあるものを取り除く必要があります。このため、処理設備に投入する有害使用済機器の中に処理に適さないものが含まれていないことを連続的監視装置や目視等により確認する等の措置や、万が一火災等が発生した場合の初期対応として消火器を設置する等の必要な措置を講ずる必要があります。

※ 水銀等を含む物品、例えば蛍光管や一部の電池については、分別後適正に処分する必要があります。

【公衆衛生の保全等】（施行令第 16 条の 3 第 1 号ホ）

有害使用済機器の保管等に当たっては、保管する有害使用済機器等の整理、整頓及び清掃を行うことや、機器内部等に雨水が溜まらないようにする等により事業場内を衛生的に管理し、ねずみ、害虫等が発生しないようにする必要があります。

【特定家庭用機器に該当する品目の処分】（施行令第 16 条の 3 第 2 号ニ）

有害使用済機器のうち、エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機は、環境大臣が定める方法により処分する必要があります。例えば、含まれる鉄、アルミニウム、銅等を回収する方法や、フロン類が発散しないよう回収する等の措置が必要です。

【禁止行為】（施行令第 16 条の 3 第 3 号）

有害使用済機器の処分に当たっては、焼却、熱分解、埋立処分及び海洋投入処分は禁止されています。

※分別（選別）、解体について

有害使用済機器の保管又は処分の一環として分別又は選別が行われる場合が考えられるため、保管又は処分の基準にしたがって分別又は選別を行う必要があります。また、解体を行う場合も同様に保管又は処分の基準を遵守する必要があります。

※有害使用済機器の保管又は処分に伴って発生した廃棄物の処理について

有害使用済機器の保管又は処分に当たっては、機器の搬入時や処分後に廃棄物が発生する可能性があります。有害使用済機器の保管又は処分を業とするものがその事業に伴って生じた廃棄物の排出者となり、廃棄物処理法に基づきその廃棄物を適正に処理する責任があります。また、廃棄物の処理に関しては、所管する自治体の指導に従い適正に行ってください。

(一般廃棄物の適正処理については市町村が所管しており、産業廃棄物の適正処理については、都道府県又は政令市が所管しています。)

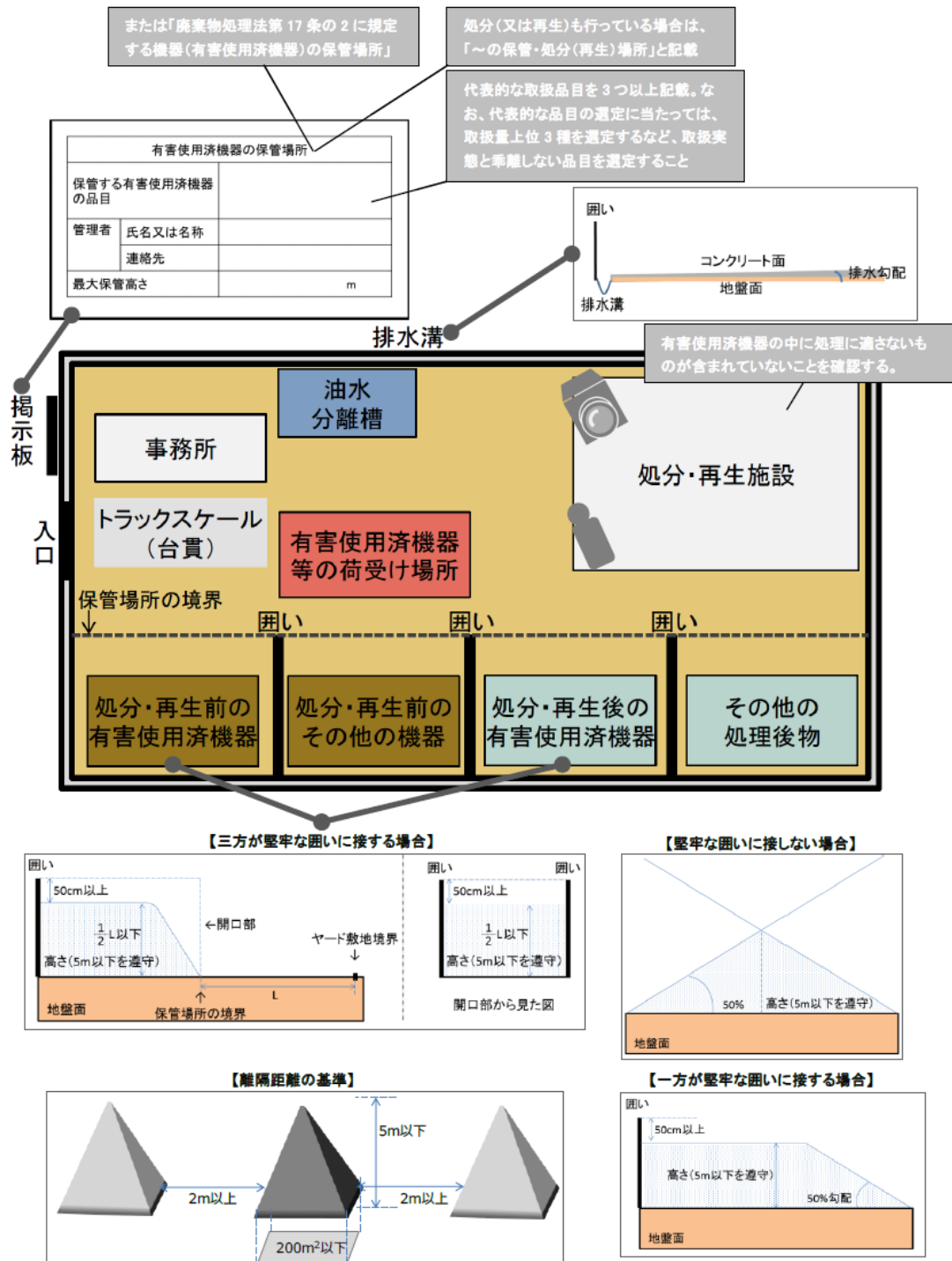


図2 保管及び処分の場所の概要(イメージ図)

(環境省ガイドラインから抜粋)

5 維持管理

有害使用済機器の保管等の業を行う者は、適正な管理を促す観点から、有害使用済機器の取扱いについて、品目毎に、受入先、受入量、搬出先等を帳簿に記録することが義務付けられています。

また、帳簿は、1年ごとに閉鎖し、5年間保存することとされています。なお、記録は、書面によるもののほか、電磁的記録も可能です。

帳簿への記載事項は、次のとおりです（表7参照）。

表7 帳簿の記載事項

業の別	記載事項	内容・留意点等
保管	受入年月日	有害使用済機器を受け入れた年月日を記載
	受入品目	有害使用済機器の品目ごとに記載
	受入先	複数の受入先がある場合は、全て記載
	受入量	複数の受入先がある場合には、受入先ごとに記載 ※受入単位は、重量に統一することが望ましい。
	搬出年月日	有害使用済機器を搬出した年月日を記載
	搬出先、搬出品目	有害使用済機器を含む貨物について、搬出先と品目を記載 複数の搬出先がある場合は、貨物ごとに全ての搬出先を記載
	搬出量	有害使用済機器の搬出量について記載
処分又は再生	処分・再生年月日	有害使用済機器を処分・再生した年月日を記載
	処分・再生方法	受け入れた有害使用済機器の処分・再生方法（破碎（切断）、圧縮など）を記載
	処分・再生量	処分・再生した有害使用済機器の量について記載
	処分・再生品目	処分・再生した有害使用済機器の品目について記載
	持出年月日	有害使用済機器の処分・再生を行った後の産物、残渣等の持出年月日を記載
	持出先、持出品目	有害使用済機器の処分・再生を行った後の産物、残渣等について、持出先及び品目※を記載 複数の持出先がある場合は、品目ごとに全ての持出先を記載 ※処分・再生により部品や原材料等となる場合は、例えば、「アルミ」、「銅」等の持出物品の品目名で記載
	持出量	有害使用済機器の処分又は再生を行った後の産物、残渣等の持出量について記載

6 立入検査等

有害使用済機器の適正な取扱いを確保するため、都道府県等は、必要な報告徴収、立入検査、改善命令、措置命令等を行うことができることが定められています。

したがって、有害使用済機器又はその疑いのある物の保管又は処分を業とする者は、都道府県等から、有害使用済機器に係る報告徴収や立入検査を受ける場合があります。その場合は積極的な協力をお願いします。

※立入検査は事前通告無く行われる場合があるため、その際も積極的な協力をお願いします。

また、立入検査においては、一般的に日本語が使われるため、日本語による応対が可能な体制を整えておくよう協力をお願いします。

なお、報告徴収や立入検査の拒否などを行った場合等の罰則が規定されているので留意してください（表8参照）。

※有害使用済機器は廃棄物の疑い物として判断される可能性があり、廃棄物の処理に関する指導監督権限を有する行政機関からの報告徴収や立入検査を受ける場合も想定されるため、その場合も積極的に協力いただくようお願いします。

表8 本制度に基づく罰則

	罰則の対象者	罰則
措置命令違反 (法第25条第1項第5号)	法17条の2第3項において準用する法第19条の6第1項の規定による命令に違反した者	5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はこれを併科
改善命令違反 (法第26条第2号)	法第17条の2第3項において準用する法第19条第1項の規定による命令に違反した者	3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこれを併科
届出義務違反 (法第30条第6号)	法第17条の2第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして有害使用済機器の保管又は処分を業として行った者	30万円以下の罰金
報告徴収に関する不報告等 (法第30条第7号)	法第17条の2第3項において準用する法第18条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者	
立入検査の拒否等 (法第30条第8号)	法第17条の2第3項において準用する法第19条第1項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、又は忌避した者	

有害使用済機器保管等届出書等及び 添付書類記載例

届出書

- 有害使用済機器保管等届出書（様式第 35 の 2）
- 有害使用済機器保管等変更届出書（様式第 35 の 3）
- 有害使用済機器保管等廃止届出書（様式第 35 の 4）

添付書類

- 事業計画の概要（別紙様式 1）
- 処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類（別紙様式 2）
- 事業の用に供する施設の写真（別紙様式 3～6）

有害使用済機器保管等届出書	
〇〇年〇〇月〇〇日	
愛媛県知事 殿	
届出者	
※氏名、住所、法人の名称は、住民票や商業・法人登記に記載されているとおりに記入すること。 ※旧姓を併記する場合は旧姓を括弧書きで併記すること。（例：伊予太郎が愛媛太郎に改姓した場合「愛媛（伊予）太郎」）	住 所 〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2 氏 名 愛媛県株式会社 代表取締役 愛媛 太郎 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 電話番号 （089）941-2111
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条の2第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。	
事業の範囲（取り扱う有害使用済機器の品目及び処理の区分を明らかにすること。）	有害使用済機器の品目： パソコン、ディスプレイ 処理の区分 保管のみ ・ 保管及び処分（再生を含む）
事務所及び事業場の所在地等	事務所 愛媛県西条市喜多川796-1 電話番号 0897-56-1300 事業場 愛媛県西条市喜多川796-1 電話番号 0897-56-1300 面 積 1,000㎡
保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ保管を行う有害使用済機器の品目、保管量及び積み上げることができる高さ（それぞれについて第13条の6の規定による高さのうち最高のものを含む。）	（所在地） 愛媛県西条市喜多川796-1 （面 積） 【パソコン】 60㎡ 【ディスプレイ】 60㎡ （保管量） 【パソコン】 20㎡ 【ディスプレイ】 20㎡ （保管高さ） 【パソコン】 1m 【ディスプレイ】 1m 詳細は、別紙様式1（第3面）のとおり。
処分又は再生を行うすべての事業場の所在地及び当該事業場ごとにそれぞれ処分又は再生を行う有害使用済機器の品目	（所在地） 愛媛県西条市喜多川796-1 （品 目） パソコン、ディスプレイ
事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力	別紙様式1（第4面及び第5面）のとおり。
※事 務	※保管場所や施設の詳細については、別紙様式1に記載すること。

届出者（個人である場合）		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	住 所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名 称		住 所
えひめけんかぶしがいいしゃ 愛媛県株式会社		愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
法定代理人（届出者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合）		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	住 所
備考		
1 この届出書は、事業を開始する日の10日前までに提出すること。 2 ※欄は記入しないこと。 3 「法定代理人」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 4 都道府県知事が定める部数を提出すること。		

(日本工業規格 A列4番)

有害使用済機器保管等変更届出書

●●年●●月●●日

愛媛県知事 殿

※変更内容を申請書に書き
きれない場合は、別途、新
旧対照表（様式自由）を作
成し、提出すること。

届出者

住 所 〒 7 9 0 - 8 5 7 0

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

氏 名 愛媛県株式会社

代表取締役 愛媛 花子

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 （ 0 8 9 ） 9 4 1 - 2 1 1 1

△△年△△月△△日付けで届出を行った有害使用済機器保管等業に係る以下の事項について変更するので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条の2第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

	新	旧
変更する事項の内容（規則第13条の3第1項第8号に掲げる事項を除く。）	代表取締役の変更 愛媛 花子	愛媛 太郎

変更する事項の内容（規則第13条の3第1項第8号に掲げる事項）

（ふりがな） 氏 名	生 年 月 日	住 所

※法定代理人に関する変更は下欄に、
それ以外の変更は上欄に記載すること。

変 更 の 理 由	代表者を新任したため。
変更予定年月日	〇〇年〇〇月〇〇日

備 考

- この届出書は、原則として変更する日の10日前までに提出すること。
- 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

（日本工業規格 A列4番）

有害使用済機器保管等廃止届出書

●●年●●月●●日

愛媛県知事 殿

届出者

住 所 〒 7 9 0 - 8 5 7 0

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

氏 名 愛媛県株式会社

代表取締役 愛媛 太郎

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 （ 0 8 9 ） 9 4 1 - 2 1 1 1

△△年△△月△△日付けで届出を行った有害使用済機器保管等業に係る以下の事項について廃止したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第16条の4の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

廃止した事業
の範囲

全ての有害使用済機器の処分の廃止

※廃止した事業の区分、有害使用済機器、
事業場等が明確になるよう記載すること。

廃止の理由

処分の用に供する施設の老朽化に伴う事業の一部廃止

廃止の年月日

〇〇年〇〇月〇〇日

備 考

- 1 この届出書は、廃止の日から10日以内に提出すること。
- 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

（日本工業規格 A列4番）

事業計画の概要

1. 事業の全体計画

(1) 事業場の名称、住所及び連絡先

名称：愛媛県株式会社 西条作業所

住所：〒793-0042 西条市喜多川796-1

連絡先：TEL：0897-56-1300 FAX：0897-56-6713

(2) 事業の概要（有害使用済機器の保管又は処分（再生を含む。以下同じ。）に係るものに限る）

パソコン：保管（手解体を含む）及び処分

ディスプレイ：保管

- ・運搬又は持ち込まれた機器を品目毎に分けて、各保管場所で保管する。
- ・バッテリー等の特に有害性の高い物質等を含む部品等は、あらかじめ取り外した上で保管する。
- ・パソコンは、手解体し、基板や配線をそれぞれ有償売却するため保管する。残りのハードディスク及び外枠等は、破碎・選別施設で破碎し、機械選別した後、金属類は有償物、その他は産業廃棄物として種類ごとに保管する。
- ・パソコンから回収した有価物は、週に1回程度搬出し、売却する。
- ・産業廃棄物については週に2回程度、産業廃棄物収集運搬業者に委託して搬出する。
- ・ディスプレイについては、週に1回程度搬出し、売却する。

(3) 事業開始予定日

平成30年11月19日（月）

(4) 事業を行う時間

9：00～18：30（昼休み：12：00～13：00）

【休業日】 土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始

【搬入・搬出を行う時間】 10：00～15：00

【処分を行う時間】 9：00～18：00

※有害使用済機器の品目については、異なる品目を同様に保管、処分する場合にあっては、以下の例のとおり、品目名を取りまとめて記載したり、代表的な品目名と施行令第16条の2の該当する号を全て示すことで省略して差し支えない。以降の別紙様式も同様。

（例）

- ・電子レンジ、扇風機及び電気掃除機
- ・扇風機等の第5号～第16号の機器

1. 事業の全体計画

(5) 取り扱う有害使用済機器の品目、受入予定量、予定受入先事業者、保管場所、処理方法、予定持出先

番号	有害使用済機器の品目	1月当たりの 受入予定量 (t、m ³ 、台)	予定受入先 事業者	保管場所	処理方法	予定持出先の名称及び所在地	
						有償物	廃棄物
1	パソコン	30台	一般持込み又は 自社回収による 買取	保管場所①	保管（手解体 を含む）、破 砕、選別	愛媛〇×産業 (株) 今治市××	〇〇処理(株) 松山市〇町×
2	パソコン	50台	㈱△△商事 西条市□□	保管場所①	保管（手解体 を含む）、破 砕、選別	同上	同上
3	ディスプレイ	30台	一般持込み又は 自社回収による 買取	保管場所②	保管	同上	
4	ディスプレイ	50台	㈱△△商事 西条市□□	保管場所②	保管	同上	
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							

備考 1枚に記載しきれない場合は、本様式を用いて2枚目以降を作成すること。

2. 事業の用に供する施設の概要		
(1) 保管場所		
番号	保管場所①	保管場所②
所在地	西条市喜多川 7 9 6 - 1	西条市喜多川 7 9 6 - 1
面積 (m ²)	〇〇 m ²	〇〇 m ²
保管を行う 有害使用済機器の 品目	パソコン	ディスプレイ
保管容器を使用す る場合は名称等		
保管量 (m ³)	〇〇 m ³	〇〇 m ³
積み上げること ができる高さ (m)	〇 m	〇 m
生活環境の保全上 の支障を防止する ための措置	※事業場の平面図には、保管場所の番号を記載して位置を明示すること ※各保管場所において講ずる措置の内容を、具体的に記入すること。 (例) ◆ 容器を用いて保管し、有害使用済機器から油等の液体が流出することを防止する。 ◆ 油を含む汚水の事業場外への流出防止のため、保管場所のコンクリート敷設とともに、周辺に排水溝を設置し、併せて雨水・汚水を集水する箇所に油水分離槽を設置する。	
備考 保管場所が複数ある場合、当該保管場所ごとに記載すること。 1 枚に記載しきれない場合は、本様式を用いて 2 枚目以降を作成すること。		

2. 事業の用に供する施設の概要

(2) 処分の用に供する施設

処理施設の種類	破砕・選別機		
メーカー・型式等	〇〇(株)社製 △△-××	※保管のみを行う場合は、提出不要。	
設置台数	1 台		
設置場所	西条市喜多川 7 9 6 - 1		
設置年月日	〇年〇月〇日		
処理する有害使用済機器の品目	パソコン	※事業場の平面図には、施設の位置を明記すること。	
処理能力及び 1 日の稼働時間	〇〇 t/時 (8 時間)		
処理施設の処理 方式及び設備の 概要	※添付書類である「施設の処理方式、構造及び設備の概要、構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図」により、本項目が確認できる場合には、「別紙図面等の通り」と記載することで足りる。		
生活環境の保全上の 支障を防止するた めの措置	※各施設において講ずる措置の内容を、具体的に記入すること。 (例) ◆ 事前に発火性・引火性の高い部品を除去し、火災、あるいは爆発の発生を防止する。 ◆ 破砕に伴う粉じんの飛散防止のため、破砕設備を屋内に設置し、破砕作業中は散水を実施する。 ◆ 騒音・振動の対策として、低騒音型の設備を採用する。		
備考			
処理施設が複数ある場合、当該施設ごとに作成すること。 1 枚に記載しきれない場合は、本様式を用いて 2 枚目以降を作成すること。			

2. 事業の用に供する施設の概要

(3) 重機等

番号	車体の形状	メーカー、型式等	能力等	所在地	用途
1	油圧ショベル	○×重機(株)製 ○○-××	○	西条市喜多川796-1	機器等の場内運搬
2	ホイールローダー	○×重機(株)製 ○○-△△	○	西条市喜多川796-1	機器等の場内運搬
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

※重機等を使用しない場合は、提出不要。

トラック、ダンプ等の運搬車両については記載不要。

備考 1枚に記載しきれない場合は、本様式を用いて2枚目以降を作成すること。

処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類			
※保管のみを行う場合は、提出不要。			
廃棄物の種類又は再生品の種類	廃プラスチック類		
発生源となる機器の品目	パソコン		
発 生 量 予 定 量 (t/月又は m^3 /月)	○ t/月		
処分又は利用の方法	廃棄物の処分	自己処理	(処分先の住所)
			(処分の方法)
		処理委託	(処分業者の名称及び住所) ○○処理（株） 松山市○町×
			(処分の方法) 焼却処分
	再生品の利用	(利用方法の具体的な内容及び利用先の住所)	
※処分又は利用の方法が同じであれば、複数の廃棄物や再生品を取りまとめて記載して差し支えない。			

※ 必要な枚数を作成すること。

【別紙様式3】
保管場所の写真

記載例

番号	掲示板	保管品目	
※掲示板は、以下の要件を満たすものを、設置場所において撮影すること。 ◆ 外部から見やすい箇所に設けられていること。 ◆ 縦及び横の長さがそれぞれ 60 cm以上であること。 ◆ 以下の内容が記載されていること。 ● 有害使用済機器の保管の場所である旨 ● 有害使用済機器の処分又は再生を行う場合は、有害使用済機器の処分又は再生の場所である旨 ● 保管する有害使用済機器の品目（代表的な取扱い品目を3つ以上記載すること。） ● 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先 ● 屋外で保管容器を用いずに有害使用済機器を保管する場合は、最大保管高さ			
			撮影日 〇〇年〇〇月 〇〇日

番号	保管場所①	保管品目	パソコン
注意事項 ・ 保管場所が複数ある場合、当該保管場所ごとに写真を添付すること。 ・ 保管等の場所である旨の掲示板の写真も添付すること。 ・ 生活環境保全上の措置を講ずるため設置している設備等がある場合は、その写真を添付すること。			
			撮影日 年 月 日

※ 必要な枚数を作成すること。

【別紙様式4】

保管容器の写真

記載例

保管容器の名称		保管品目	
※保管容器を使用しない場合は、提出不要。 注意事項 ・ 容器の外観及び内部を写した写真を、それぞれ添付すること。 ・ 生活環境保全上の措置を講ずるため設置している設備等がある場合は、その写真を添付すること。			
		撮影日	年 月 日

保管容器等の名称		保管品目	
注意事項 ・ 容器の外観及び内部を写した写真を、それぞれ添付すること。 ・ 生活環境保全上の措置を講ずるため設置している設備等がある場合は、その写真を添付すること。			
		撮影日	年 月 日

※ 必要な枚数を作成すること。

処分の用に供する施設の写真

記載例

施設の名称（型式）	破碎・選別機 △△-××	処分品目	パソコン
※保管のみを行う場合は、提出不要。 注意事項 ・施設の全体が写るように撮影すること。 ・全体を収めるのが困難な場合は、複数枚撮影すること ・同型の施設を複数設置している場合は、全数を撮影し、個別に貼付すること。 ・生活環境保全上の措置を講ずるため設置している設備等がある場合は、その写真を添付すること。			
		撮影日	〇〇年〇〇月 〇〇日

施設の名称（型式）		処分品目	
注意事項 ・施設の全体が写るように撮影すること。 ・全体を収めるのが困難な場合は、複数枚撮影すること ・同型の施設を複数設置している場合は、全数を撮影し、個別に貼付すること。 ・生活環境保全上の措置を講ずるため設置している設備等がある場合は、その写真を添付すること。			
		撮影日	年 月 日

※ 必要な枚数を作成すること。

【別紙様式6】

重機等の写真

名称（型式）	油圧ショベル 〇〇－××	用途	機器等の場内運搬
※重機等を使用しない場合は、提出不要。 注意事項 ・全体が写るように撮影すること。 ・同一型式の重機を複数所有している場合、全数撮影し、個別に貼付すること。			
		撮影日	〇〇年〇〇月 〇〇日

施設の名称（型式）	ホイールローダー 〇〇－△△	用途	機器等の場内運搬
注意事項 ・全体が写るように撮影すること。 ・同一型式の重機を複数所有している場合、全数撮影し、個別に貼付すること。			
		撮影日	〇〇年〇〇月 〇〇日

※ 必要な枚数を作成すること。